

令和3年3月5日 改訂版

令和2年度

広島県企業紹介動画作成事業費補助金

サポーター用マニュアル

<お問い合わせ先・各種書類の提出先>

広島県 商工労働局 雇用労働政策課

雇用促進グループ

住所：〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

電話：082-513-3422

e-mail: [koyosoku@pref.hiroshima.jp](mailto:koyosoku@pref.hiroshima.jp)

各種提出書類の電子データについては、広島県ホームページに掲載していますので、ご活用ください。

広島県ホームページURL

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/68/kigyousyukaidouga.html>

令和2年12月

広島県 商工労働局 雇用労働政策課

## 1 補助金の目的

広島県は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける令和4年3月卒業・修了予定者（以下「就活生」という。）と県内中小企業者等とのマッチングを支援するために、中小企業者等が自社を紹介する動画（以下「企業紹介動画」という。）の作成に要する経費の一部を補助します。

## 2 補助金の概要

中小企業者等から申込を受けて補助事業者（＝サポーター）が実施する企業紹介動画作成事業（以下「補助対象事業」という。）に係る経費（企画、構成、撮影、編集等に係る経費）について、次の補助率により補助金を交付します。

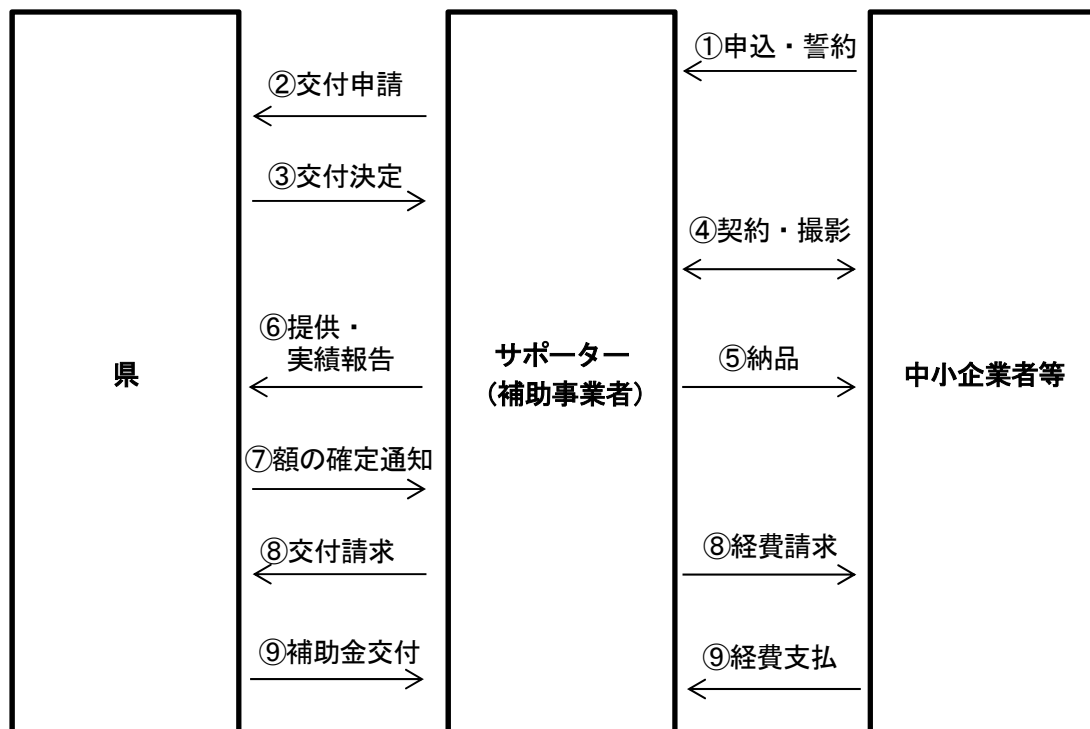
補助率及び補助上限額 ※一つの中小企業者等ごとに計算

- (1) 補助率 2分の1
- (2) 補助上限額 10万円

補助対象の企業紹介動画の要件

- (1) 動画の再生時間が5分以内であるもの
- (2) YouTubeでの配信に適した規格であるもの
- (3) 就活生の企業への興味が喚起され、企業理解に資するもの

## 3 事業実施（補助金交付）の流れ



### 3-① 中小企業者等からの申込受付・誓約書の受領

取引先企業など、就活生の採用計画を有する中小企業者等に対する本件補助金の周知にご協力ください。

中小企業者等から申込を受付け、誓約書（別記様式1）を受領し、記載に漏れがないか確認してください。

#### 《対象となる中小企業者等》

次に掲げる要件を全て満たす中小企業者等※である必要があります。判断に迷う場合は御相談ください。

- (1) 広島県内に本社又は事業所を有すること。
- (2) 広島県内を勤務地とする正規職員の新卒生（令和4年3月に大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は高等学校を卒業・修了予定の者及び既卒3年以内の者）の採用計画を有すること。
- (3) 完成した企業紹介動画を補助事業者（＝サポーター）が県に提供し、県が提供された企業紹介動画を広島県公式ひろしま就活応援「Go!ひろしま」YouTubeチャンネルで一般公開し、かつ、令和4年3月卒業・修了予定者向け特設サイト及び「Go!ひろしま」サイトで利用することに同意すること。  
※「Go!ひろしま」サイト  
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-ujj/>  
※YouTubeチャンネル  
<https://www.youtube.com/channel/UCSv9ocler39tX6j-3Aln-Qw>  
※令和4年3月卒業・修了予定者向け特設サイト「ひろしまッチ！」  
<https://www.hiroshimatch.com/>
- (4) 第1号から第3号までの要件その他必要な事項について、補助事業者を経由して、知事に誓約書（別記様式1）を提出すること。

#### ※中小企業者等の定義

「中小企業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。（ただし、（2）から（13）までに掲げる者にあつては、主たる事業について、常時使用する従業員の数が、製造業、建設業、運輸業その他の業種（卸売業、サービス業及び小売業を除く。）にあつては300人以下、卸売業及びサービス業にあつては100人以下、小売業にあつては50人以下の者に限る。）

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合、同条第2号に規定する信用協同組合及び同条第3号に規定する協同組合連合会
- (3) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に規定する協業組合
- (4) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (5) 医療法人
- (6) 学校法人
- (7) 一般社団法人及び一般財団法人
- (8) 公益社団法人及び公益財団法人
- (9) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (10) 森林組合及び森林組合連合会
- (11) 農業協同、農業協同組合連合会及び信用農業協同組合連合会
- (12) 生活協同組合及び生活協同組合連合会
- (13) 信用金庫

### 3-② 県への補助金交付申請

次の書類を県に提出してください。

なお、手続を円滑に行うため、各書類の写しをメールに添付し、提出してください。

<提出物>

- 交付申請書（別記様式2）※押印は丸印（代表者印）を使用してください。
- 誓約書（別記様式1）
- 見積書の写し等

<交付申請書に添付する見積書等について>

交付申請書に添付する見積書等については任意様式としていますが、補助対象経費総額が記載されたものを添付してください。

（広島県補助金額を示す場合も、参考程度してください。）

#### 正しい記載例

経費A	100,000円
経費B	100,000円
経費C	100,000円
小計	300,000円
消費税（小計×10/100）	30,000円
合計（小計+消費税）	330,000円

（備考）

広島県補助金 100,000円が適用された場合は、230,000円の支払いとなります。

#### 誤った記載例

経費A	100,000円
経費B	100,000円
経費C	100,000円
広島県補助金	-100,000円
小計	200,000円
消費税（小計×10/100）	20,000円
合計（小計+消費税）	220,000円

<政治資金規正法による寄附の制限について>

政治資金規正法第 22 条の 3 第 4 項の規定により、広島県から補助金等（一部例外を除く）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、交付決定の通知を受けた日から一年間、広島県議会の議員若しくは長に係る公職の候補者（候補者となろうとする者及び公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体（政党等）に対して政治活動に関する寄附をすることができないこととされています。

令和 2 年度広島県企業紹介動画作成事業費補助金は、上記の一部例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わない補助金等）には該当せず、寄附制限が適用されるものと判断していますので、ご留意ください。

**参 考** 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）（抄）

（寄附の質的制限）

第 22 条の 3 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法（平成 6 年法律第 5 号）第 3 条第 1 項の規定による政党交付金（同法第 27 条第 1 項の規定による特定交付金を含む。）を除く。第 4 項において同じ。）の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第 4 項において同じ。）を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2・3 （略）

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、次の各号に掲げる会社その他の法人が、当該各号の地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体に対してする政治活動に関する寄附について準用する。

一 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人

二 地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人

5・6 （略）

### 3-③ 県からの補助金交付決定通知

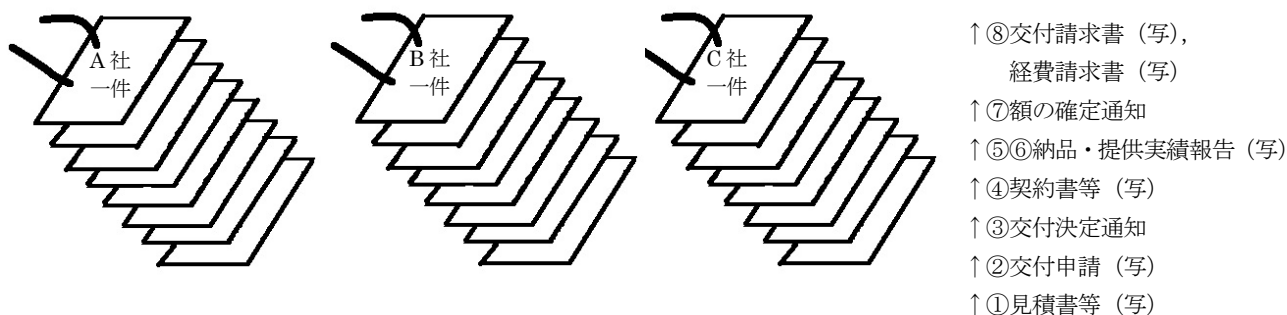
県が交付申請書を受領した日から起算し、概ね5営業日で審査を行い、交付決定通知（連絡）をします。交付申請書に誤り、記載漏れなどがある場合はこの限りではありません。

受領した交付決定通知書は、これ以降県から届く通知（連絡）と、対象中小事業者等との契約書などの関連文書とを、管理番号（対象中小事業者等）ごとに一連の綴りにして、10年間保管してください。

<ファイリングのイメージ図>

※対象中小企業者ごとに編綴（1つのファイルにする場合は間紙などで区切る）

※時系列に編綴



なお、補助金の交付決定には、次の条件が附されます。

#### <補助金交付の条件>

- (1) 補助対象事業に関する書類、帳簿等を、補助対象事業が完了した日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保管すること
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、中止（廃止）申請書（別記様式5）を知事に提出すること
- (3) 令和3年5月31日までに補助対象事業を完了すること
- (4) 補助対象事業が令和3年5月31日までに完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること
- (5) 広島県補助金等交付規則、令和2年度広島県企業紹介動画作成事業費補助金交付要綱その他法令等を遵守すること

### 3-④ 中小企業者等との契約・動画撮影

補助金交付決定の後で、中小企業者等と補助対象事業に係る契約を締結し、企業紹介動画の作成に着手してください。（慣習として口頭契約であるなどの場合も、できるだけ契約書又は撮影申込書、取材記録書などで動画作成着手日が分かるようにして、記録を残してください。）

企業紹介動画の内容が就活生の企業への興味が喚起され、企業理解に資するものになり、最終的に採用に結びつくよう、中小企業者等へのアドバイスもお願いします。オンライン採用活動に関しては、《参考別紙》を参照してください。

#### 3-④-2 年度実績報告書の提出（該当する場合のみ）

令和2年度中に交付決定した補助対象事業について、3月31日時点（県の会計年度終了時点）で動画が完成していない場合は、次の書類により、県に遂行実績を報告してください。作成方法等については、別途、県から案内します。

＜提出物＞

○年度実績報告書（別記様式7-2）※押印は丸印（代表者印）を使用してください。

### 3-⑤ 中小企業者等への企業紹介動画の納品

#### 3-⑥ 県への企業紹介動画の提供・実績報告

動画が完成したら、作成動画を中小企業者等に納品するとともに、県にも提供してください。県への動画の提供は、原則としてDVDをお願いします。

また、県への動画提供から10日を経過する日又は令和3年5月31日のいずれか早い日までに、次の書類等を県に提出・提供してください。

＜提出・提供物＞

○企業紹介動画 ※提供方法はDVD（MP4形式）を原則とします。

○実績報告書（別記様式7）※押印は丸印（代表者印）を使用してください。

○契約書の写し等

### 3-⑦ 県からの補助金交付額の確定通知

### 3-⑧ 県への補助金の交付請求

県から補助金交付額の確定通知（連絡）がありますので、通知の内容を確認し、次の書類を県に提出してください。

<提出物>

○交付請求書（別記様式9）※押印は丸印（代表者印）を使用してください。

### 3-⑨ 県からの補助金の交付

県が交付請求書を受領した日から、概ね15営業日で支払手続きを行い、補助金が指定口座に振り込まれます。交付請求書に誤り、記載漏れなどがある場合はこの限りではありません。

## 4 企業紹介動画作成事業の中止（廃止）、計画変更

補助対象事業を中止（廃止）する場合は次の書類を県に提出してください。

<提出物>

○中止（廃止）申請書（別記様式5）※押印は丸印（代表者印）を使用してください。

## 5 企業紹介動画作成事業計画の変更

補助金交付の決定を受けた補助対象事業の計画を変更する場合は次の書類を県に提出してください。

なお、計画の変更が不相当と認められる場合又は計画の変更が交付決定額の増額を予定している場合は、認められませんのでご注意ください。

<提出物>

○計画変更申請書（別記様式6）※押印は丸印（代表者印）を使用してください。

○見積書等の写し



## 6 交付決定の取消し及び補助金の返還について

広島県補助金等交付規則第17条第1項に定めるところによるほか、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- (1) 補助事業者に申込みを行った中小企業者等が令和2年度広島県企業紹介動画作成事業費補助金交付要綱第5条各号のいずれかに該当するとき
- (2) 補助事業者が本要綱の規定又は補助金の交付の条件に違反したとき
- (3) 補助事業者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき
- (4) その他知事が補助金の交付を適当ではないと認めたとき

## 7 その他

- 補助対象事業の実施過程等で疑義が生じた場合は、速やかに県へ報告し、指示を受けてください。
- 補助対象事業の実施状況について必要な報告を求めたり、事業所に立入り検査を行うことがあります。

## ○一般的な採用活動に関する基礎知識について

採用活動に悩む中小企業者等がおられましたら「わーくわくネットひろしま」を御案内いただき、広島県が作成した「人材採用力向上ガイドブック」（令和元年10月発行）を御紹介ください。

わーくわくネットひろしま <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site>

- ・採用活動をしたい

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/saiyou.html>

- ・令和元年度「人材採用力向上ガイドブック」を無料配布します。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/201910saiyo-guidebook.html>

## ○就活生の興味を喚起するために

広島県では自社で動画を作成する企業向けのハウツー動画を作成しました（令和2年6月企業紹介動画無料作成支援サービスとして公開開始、令和3年1月一般公開開始）ので、中小企業等への案内時に参考にしてください。（ただし、本動画は10分程度の動画を作成するものとなっているのでご注意ください。）

- ・わーくわくネットひろしま YouTube チャンネル

企業説明動画作成のPRポイントミニセミナー【企業の強み魅せ方編】

<https://www.youtube.com/watch?v=tjAf2RsntuA&feature=youtu.be>

## ○動画の編集等について

本補助事業で対象となる県に提供する5分以内の動画については、今回の22卒向けのみならず、幅広く企業研究に役立つものとするをおすすめします。「G○！ひろしま」YouTubeチャンネルは、広島県が県内高校で実施する「出前講座」や、県内大学低学年向け授業等で実施する「業界研究講座」などで告知していく予定です。

- ・「G○！ひろしま」YouTubeチャンネル（学生向け）

<https://www.youtube.com/channel/UCSv9ocler39tX6j-3Aln-Qw>

<作成する動画のイメージ図>

県に提供する5分

22卒の求人情報・応募誘導など5分

- ・社風が伝わる
- ・職場の雰囲気分かる
- ・仕事内容分かる

など、企業紹介として常時使える内容

※22年卒向け特設サイトに掲載する動画は10分程度まで掲載可能です。

ただし、高校生向けの場合は、高校生の採用活動が解禁（例年9月）になるまで求人情報の提示はできません。また、高校生は学校を通じた応募であるため、応募誘導告知ができません。

## ○採用広報動画から、選考・採用への誘導について

採用広報動画の閲覧は全国どこからでも行えるため、次のステップとしてオンラインでの個別企業セミナーなどを行うことが効果的と考えられます。

広島県では、機器の操作やオンライン面接等に対する不安から、採用活動のオンライン化への対応が難しい中小企業者等向けに、オンラインツールに関するハウツーや、オンライン採用活動のノウハウなどを提供するセミナーを2月25日（木）に開催しました。

当日参加できなかった方のために、セミナー動画の見逃し配信やウェブ説明会の実践会を実施しています。

採用活動に悩む中小企業者等へ併せて御案内ください。

見逃し配信等の申込はこちら

⇒<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/on-line-saiyouryoku2020.html>

### <セミナー概要>

#### 「オンライン採用を勝ち抜くための採用力強化セミナー」

タイトル	内容・ステップ
最初の第一歩！ 採用マーケットの理解	「オンライン配信を実施したことがない」初心者さんはこちらからどうぞ。 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、2022年卒の採用マーケットはどのように変わったのか、企業側、学生側それぞれのデータを用いてご説明します。
ステップ1！ オンライン合説参加の準備	「オンライン採用を実施したいが何をすれば良いかわからない」「オンライン採用を実施する意義を感じない」ステップ1の皆さんはこちらから。 学内合説のオンライン化の案内が多数届く中、参加するために必要な準備物や配信方法などをオンライン説明会の基礎編としてご説明します。
ステップ2！ オンライン個別企業説明会のポイント	「自力でオンライン説明会を開催できない」「配信中にトラブルが起こったが対処方法等が分からない」「オンラインに適した方法がどうか分からない・不安である」ステップ2のみなさんはこちらから。 自力で配信するために必要なことや、学生からの印象を良くするための資料や配信のひと工夫等、一段階上のオンライン説明会開催に向けたご説明をします。
ステップ3！ 学生ウケする動画制作のコツ	「オンライン説明会等は実施しているが参加学生の満足度が低い」「他社との差別化ができていない」ステップ3の皆さんはこちらから。 ライブ配信とオンデマンド配信の違いや動画を制作する際に気を付けたいこと、学生を飽きさせない動画制作のコツをご説明します。
ステップ4！ リアルとは違う！ オンライン面接の注意点	「採用広報はオンライン対応できたけど選考はオンライン化できない」「オンライン面接は学生の見極めができない」ステップ4の皆さんはこちらから。 発想の転換で時短やコスト減にもつながるオンライン選考のメリットのほか、リアルとは違い空気感が伝わりにくいオンライン面接で気を付けた方がよいことをご説明します。